



有期雇用特別措置法

第二種計画認定申請 6つのポイント

定年後の継続雇用労働者の有期労働契約特別措置は、宮崎労働局への申請が必要です。「継続雇用の高齢者に係わる認定申請(第二種計画申請)」について、6つのポイントをご説明いたします。

◆ポイント1

認定申請は、本社・本店が行ってください。
支店・営業所等からの申請は出来ません。

♥ポイント3

認定申請書の提出先は宮崎労働局です。

【提出方法】

宮崎労働局雇用環境・均等室に直接又は郵送で提出して下さい。

♠ポイント2

認定申請の時点で特例の対象となる労働者がいなくても、将来対象労働者が生じる見込みがあれば申請可能です。

♣ポイント4

主な認定要件は、次の2点です。

① 高年齢労働者に対する適切な雇用管理措置を計画していること

（高年齢者雇用推進者の選任や職業訓練の実施、作業施設・方法の改善などの中から一つ以上実施）

② 申請時点において、高年齢者雇用確保措置を完了していること

- ・65歳以上への定年の引き上げ
- ・継続雇用制度の導入

希望者全員を対象、又は経過措置に基づく労使協定により継続雇用対象者を限定する基準を利用

◆ポイント5

ポイント4の認定要件に関し、その状況が明らかとなる書類を添付して下さい。

《添付書類の例》

- ・高年齢者雇用状況報告書の写し
- ・雇用管理措置の種類に応じた実施計画
- ・就業規則の写し
- ・継続雇用にかかる労使協定の写し など

♠ポイント6

高年齢労働者の全てが特例対象となる訳ではありません。

「継続雇用の高齢者」とは、その会社で定年に達し引き続いて雇用される労働者を指します。したがって

- ① 他社で定年退職し、その後雇用された労働者
- ② パートなど、定年制度が適用されない労働者は、「継続雇用の高齢者」と職種や待遇が同じであっても、特例の対象になりません。

ご不明な点につきましては、宮崎労働局雇用環境・均等室までお問い合わせ下さい。

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎4F

☎0985-38-8821

定年後の無期転換ルールの特例措置とは？

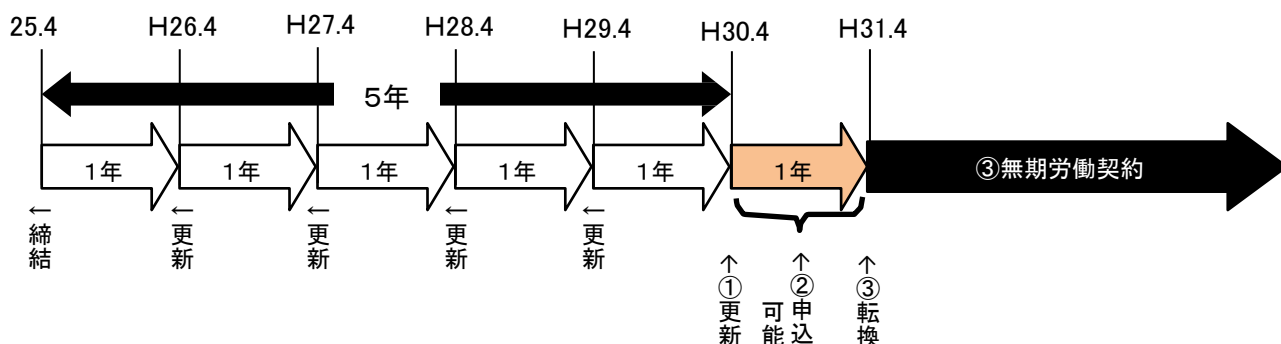
労働契約法に基づく「無期転換ルール」の特例を定めた「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が平成27年4月1日に施行されました。

同一の使用者との間で有期労働契約が通算5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換しますが、特別措置では定年後の有期雇用労働者には無期転換申込権が発生しません。

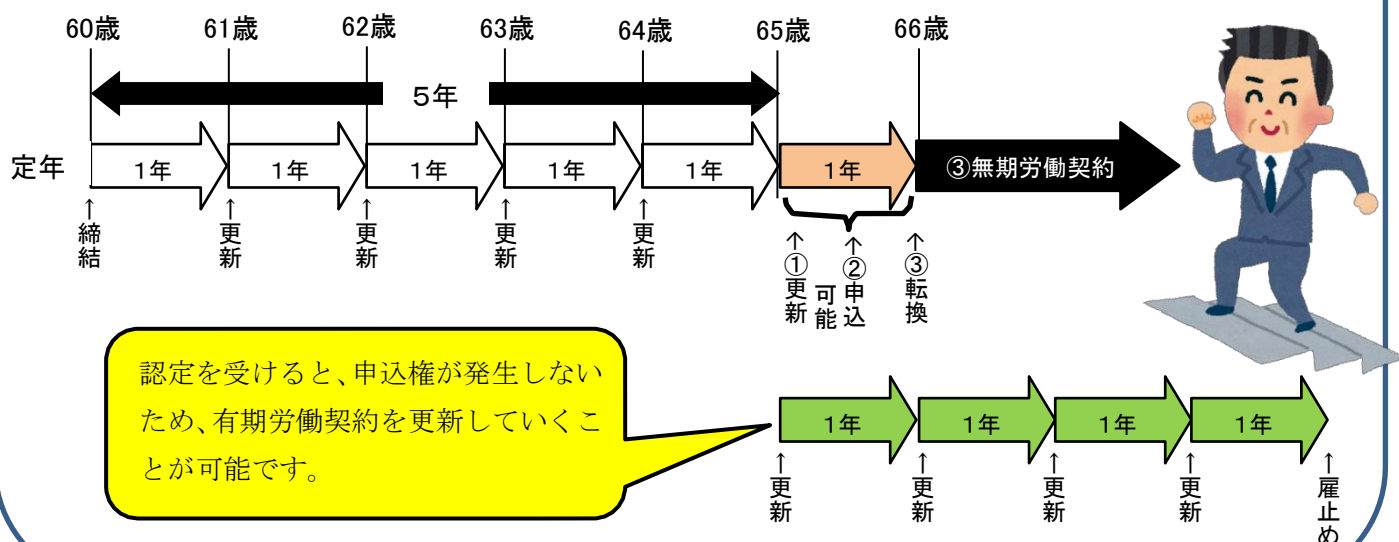
有期特措法の適用には、労働局長の認定が必要です。

無期労働契約転換が繰り返し通算5年を超える場合

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合】H



60歳定年後、継続雇用で1年の有期労働契約を更新する場合



認定を受けると、申込権が発生しないため、有期労働契約を更新していくことが可能です。

